

令和6年11月市議会 総務委員会資料

第116号議案 令和6年度長崎市一般会計補正予算（第7号）

目次	ページ
《2款 総務費 1項 総務管理費》 (債務負担行為補正)	
8目 文化振興費	
・ 長崎ブリックホール指定管理	2～3
・ チトセピアホール指定管理	4～19
《10款 教育費 7項 保健体育費》 (債務負担行為補正)	
4目 体育施設費	
・ 諏訪体育館指定管理	20～21
5目 市民プール費	
・ 市民総合プール指定管理	22～23

市民生活部
令和6年11月

債務負担行為補正		期間	限度額 (設定額)
ページ	事項		
9 42~43	長崎ブリックホール指定管理	令和7年度から 令和11年度まで	千円 1,566,955

1 債務負担行為の目的

長崎ブリックホール(ベネックス長崎ブリックホール)の管理において、長崎文化振興共同事業体を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和7年度から令和11年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
313,761千円	313,250千円	314,092千円	312,337千円	313,515千円	1,566,955千円

3 債務負担行為限度額の内訳

単位：千円

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
支出	人件費	80,496	80,985	82,327	82,223	83,650	409,681
	需用費	62,367	62,367	62,367	62,367	62,367	311,835
	委託料	142,201	142,201	142,201	142,201	142,201	711,005
	使用料	4,499	4,499	4,499	4,499	4,499	22,495
	その他	24,198	23,198	22,698	21,047	20,798	111,939
	合計(A)	313,761	313,250	314,092	312,337	313,515	1,566,955
市所要額(A)		313,761	313,250	314,092	312,337	313,515	1,566,955

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 1,566,955	千円 —	千円 —	千円 —	千円 513,170	千円 1,053,785

※その他：施設使用料など

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
9 42~43	チトセピアホール指定管理	令和 7年度から 令和11年度まで	99,000 千円

1 債務負担行為の目的

チトセピアホールの管理において、有限会社ステージサービスを指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和7年度から令和11年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
18,600千円	19,200千円	19,800千円	20,400千円	21,000千円	99,000千円

3 債務負担行為限度額の内訳

単位：千円

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
支出	人件費	13,700	14,300	14,900	15,500	16,100	74,500
	需用費	682	682	682	682	682	3,410
	委託料	13,959	13,959	13,959	13,959	13,959	69,795
	使用料	209	209	209	209	209	1,045
	その他	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550	17,750
	合計(A)	32,100	32,700	33,300	33,900	34,500	166,500
収入	利用料金 収入(B)	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500	67,500
市所要額(A-B)		18,600	19,200	19,800	20,400	21,000	99,000

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 99,000	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 99,000

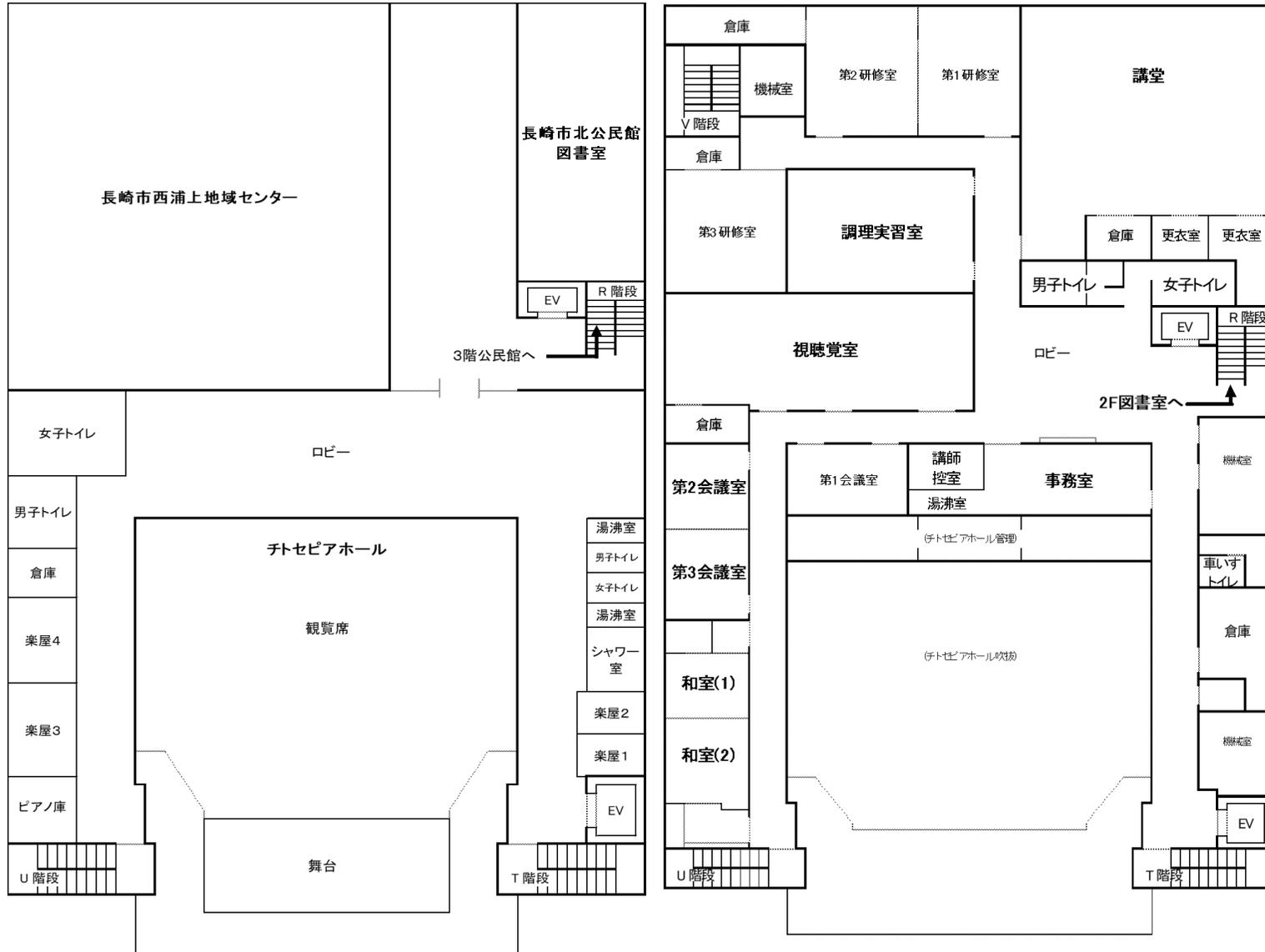
【参考】

1 施設の概要

(1) 位置図



(2) 配置図又は平面図



- (3) 名 称 ①長崎市北公民館 ②長崎市チトセピアホール
(4) 所 在 地 ①②長崎市千歳町5番1号
(5) 構 造 ①②鉄筋鉄骨コンクリート造
(6) 設 置 年 月 日 ①平成3年10月28日 ②平成3年11月1日
(7) 設 置 目 的

- ① 市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため。(社会教育法第20条)
② 市民の文化活動の振興を図るとともに、豊かな市民生活の向上に寄与するため。

(8) 主 な 施 設 内 容

- ① 延床面積 1,667.12 m²【3階】研修室(3)、会議室(3)、視聴覚室(1)、講堂(1)、調理実習室(1)、和室(2)、計11室
【2階】図書室
② 1,377.18 m² 【2階】ホール、楽屋(4)

- (9) 開館時間(基準) ①午前9時～午後9時までの時間帯を基本とし、1日12時間以上 ②午前9時～午後10時
(10) 休館日(基準) ①②12月29日～1月3日

2 指定管理者候補者の概要

- (1) 名 称 有限会社ステージサービス
(2) 所 在 地 長崎市西山2丁目22番18号
(3) 代 表 者 取締役 出口 亮太
(4) 設立年月日 昭和54年4月2日
(5) 主 な 事 業
 - ・ テレビ、舞台の大道具製作及び操作業務
 - ・ 音響、照明の企画及び操作並びに器材貸出業務
 - ・ 舞台管理業務
 - ・ 前各号に附帯する事業及び関連する一切の業務

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 指定管理者候補者の選定方法及び選定理由

(1) 選定の経過

ア 応募団体数 1団体

イ 提案の概要

(ア) 提案内容 ※別添(1)「事業計画書概要」参照

(イ) 管理運営体制

【施設全体】

・館長(兼務) 1名

【北公民館】

・講座企画 1名

・社会教育指導員 1名

・講座及び貸室担当 3名

・図書室担当 5名+夜間 1名

【チトセピアホール】

・総務 1名

・舞台チーフ 1名

・舞台オペレーター 2名

(ウ) 提案金額(指定管理料)

【北公民館】 ※委託料上限額：208,975千円(5か年分)

(単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
39,790	40,790	41,790	42,790	43,790	208,950

【チトセピアホール】 ※委託料上限額：99,004千円（5か年分） (単位：千円)

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
18,600	19,200	19,800	20,400	21,000	99,000

ウ 指定管理者候補者選定審査会による審査

(ア) 審査会の人数及び構成 5人

会 長 宮下 茂 長崎大学教育学部教授
 職務代理者 河又 貴洋 長崎市公民館運営審議会委員
 委 員 染小 祐介 九州北部税理士会長崎支部会員
 委 員 今泉 美治 長崎市北公民館運営協力委員会委員
 委 員 林田 賢 長崎県音楽連盟理事・副運営委員長

(イ) 審査経過

回数	開催日	内容
第1回	令和6年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長の選出 ・指定管理者制度、施設概要の説明 ・募集要項等の説明及び協議 ・選考方法及び審査基準の説明
第2回	令和6年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・書類及び面接審査 ・指定管理者候補者の選定、講評
	令和6年10月24日	報告書提出

(ウ) 審査報告書の概要

応募者について、事業計画に関しては、市の総合計画を踏まえた上で、地域に根差したコミュニティ拠点として継続性のある事業に利便性を加える姿勢や、地域のホールとしての役割認識など、これまでの経験・実績に基づいた充実した提案となっており高く評価された。

基本事項に関しては、公共の施設としての目的をとらえた適切な方針が示されており、時代の変化をとらえた堅実な対応と、幅広い地域連携活動に期待するとされた。

管理運営体制に関しては、業務遂行に必要なかつ適切な人員配置計画及び具体的な収支計画が立てられており、緊急時の連絡危機管理体制についても、適切な提案がなされており、提案内容とこれまでの実績を総合的に判断し、今後の安定した運営が期待できることから、応募者を指定管理者候補者に選定した。

※別添（２）「指定管理者候補者選定審査会審査報告書（写）」参照

エ 選定理由

審査会で事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行い、評価項目の合計点数が第一順位者となった応募者を指定管理者候補者として選定した。

別添（１）事業計画書概要

評価項目	有限会社ステージサービス
事業計画	
施設の設置目的と計画	<p>1 全体事業計画 【弊社が目指す長崎市北公民館及びチトセピアホールの将来像】 誰ひとり取り残さない共生社会の実現に向けて、市民が生涯を通じて生き生きと学び、文化芸術を楽しみ、交流するコミュニティの拠点 (1) 地域と連携した新しい公民館モデルの追求 (2) 時代に即応したクリエイティブなホール事業企画 (3) コミュニティの拠点であり防災拠点としての公共施設</p> <p>2 北公民館事業計画 【生涯を通じての学びを通じたコミュニティの拠点】 市民が生涯を通じて生き生きと学び、知識や能力、経験を得た人たちにより新しい学習活動、そしてコミュニティが生まれていく。そうした学びの循環のある街の、その中心に北公民館が存在する。それこそが弊社が考える理想像です。 公民館運営にあたっては、社会教育法の第22条にもとづいた活動に加え、図書室やロビーの利便性を高め、多世代にとっての憩いと交流の場としてより開かれた親しみやすい存在となることを目指し、“誰もが生涯を通じて生き生きと学べる社会”の実現へ向けた取り組みを推進します。</p> <p>3 チトセピアホール事業計画 【芸術文化活動を通じたコミュニティの拠点】 市民が芸術文化活動を通して集い、鑑賞を共にし、創作を行い、交流することで、そこからまた新しい活動やコミュニティが生まれていく。そうして活力を増してゆく街の、その中心にチトセピアホールが存在する。それこそが弊社が考える理想像です。 ホール運営にあたっては、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第3条にもとづき、従来からの委託事業である(1)施設提供（貸館事業）に加えて、自主事業として(2)創造事業から(8)社会包摂に掲げた各種事業を継続して展開することで“文化芸術にあふれるまち”の実現へ向けた取り組みを推進します。</p>
サービスの向上	<p>1 利用促進策について (1) インターネット・SNS の積極的な活用 (2) 紙媒体の活用 (3) 市民・地域・大学・NPO 団体へのはたらきかけ (4) 弾力的な運営 (5) 利用者のサポートの充実とその周知</p> <p>2 利便性を高める方策について (1) 施設・設備の利便性向上 (2) 備品拡充 (3) 安全性 (4) 法人利用への対応 (5) ホスピタリティ・美観向上 (6) 職員の資質・接遇マナー向上 (7) 情報発信力向上 (8) 広報活動支援</p>

	<p>(9) 市の行事等への協力 (10) 図書室の魅力向上 3 両施設の連携について 一年を通じて多くの方々が訪れる3つの施設が連携を取ることで、利用者が相互に行き交う循環づくりを促進します。また、ミックスプログラム（公民館とホールのそれぞれで行われていた企画を、会場を変えて開催することで新しい魅力を付加させること）の実施や、場所の広さや根拠法令によってこれまで出来なかった企画や空間利用法のアイデアを、会場を変えることで実現させ、新事業開発と利便性向上の向上を通して、利用者数・利用者層の拡大につなげます。</p> <p>(1) 北公民館×チトセピアホール ・ホールの特性を活かした新しい講座の企画 ・北公民館まつりへの協力体制強化 ・催事の広報支援</p> <p>(2) 北公民館×図書室 ・第二図書室としての公民館ロビー ・読書講座「読書三余」 ・子どもの学習支援 ・講座の広報支援</p> <p>(3) チトセピアホール×図書室 ・自主事業の広報支援</p>
<p>評価と改善</p>	<p>1 利用者等の要望の把握及び実現策について 事業評価については、芸術文化と社会をつなぐ専門領域「アートマネジメント」の学識があり、社会教育施設での勤務経験もある総括責任者を中心に、職員全員で可算的(量的)・不可算的(質的)の両面から基準を定め、評価分析を実施します。</p> <p>(1) 量的評価 利用者数、利用日数、稼働率、利用ジャンルについて記録・集計・分析を行います</p> <p>(2) 質的評価 事業に対する評価や意見、課題の収集・分析を行います。</p> <p>2 業務水準の維持向上策について 【事業改善サイクル】 年度ごとに事業目標を設定しそれにもとづいた計画書、管理運営マニュアル等を作成することで業務内容などを明確にし、目的意識を持った管理運営を行います。 【苦情対応について】 来館者をはじめとする利用者からの苦情に対しては、誠実・真摯な姿勢で臨みます。</p>
<p>基本事項</p>	
<p>基本方針</p>	<p>【企業理念】 パブリックマインドをもった民間企業ならではのクリエイティブな施設運営を通じた、ひとづくり・まちづくりへの貢献</p> <p>【基本方針】</p> <p>①総合計画など長崎市のビジョンを共有し（政策合致） ②法律に定められた施設に課せられた事業を（根拠法令遵守） ③さまざまな市民や団体と協働しながら（市民協働・連携） ④公平公正、安心安全、合理的で質の高い事業運営を通し（指定管理指針合致） ⑤ひとをつくる（人材育成）</p>

	<p>⑥ひとが学ぶ、楽しむ（個人的な享受）</p> <p>⑦ひとが集う、つながる（コミュニティの成立）</p> <p>⑧まちづくりをめざします（コミュニティの成熟）</p>
協働と連携	<p>1 市民との協働 市民の生涯教育・芸術文化活動へのサポートや協働を行うことで活性化を図りながら、長崎市第五次総合計画及び第三次教育振興基本計画・長崎市文化振興プランに掲げられた施策の実施に寄与します。</p> <p>2 地域との協働 【地域の商業施設・商店街との協働】 （株）チトセピア、イオンチトセピア店、住吉中園商店街との連携事業を通して、地域コミュニティの拠点として機能するよう努めます。 【教育機関との協働】 近隣の幼稚園・保育園・学校の施設利用や体験授業の受け入れ、施設からの広報活動を通して密接な関係性を築き、若年層にも親しみやすい施設となるよう努めます。</p> <p>3 学校との協働 【大学との協働】 これまでに長崎大学やってみゅーでスク、活水女子大学・石田ゼミ（アートマネジメント）、長崎純心大学・塩月ゼミ（児童教育）、九州大学大学院芸術工学研究院との連携を行ってきた実績をふまえ、大学とのより一層の協働を推進していきます。</p> <p>4 団体企業との協働 団体、文化施設、企業との協働</p> <p>5 長崎市との協働 「ホールは公共財であり、自治体施策の実施のための、地域課題の解決のための施設である」という考えのもとに、生涯学習・芸術文化の分野に加え、教育・福祉・子育て・まちづくり等の施策にリンクした自主事業の企画、連携事業のバックアップを行いません。また、長崎市主催事業の開催においては連携協力体制を執ります。</p>
平等利用の確保	<p>1 公平性を確保する考え方 (1) 施設利用機会提供の公平性 (2) 関係法令の公正な遵守と適切な対応 (3) 障がい者・高齢者・幼児などに対する公平性 (4) 接客接遇の公平性 (5) 情報提供に関する公平性</p> <p>2 公平性を確保する方策 (1) 公民館講座の受講について (2) 公民館の施設利用について (3) 図書室の利用について (4) チトセピアホールの利用について</p>
個人情報の保護	<p>1 個人情報の保護に関する考え方 個人情報に関しては館長を「個人情報取扱責任者」として、その監督下で以下の考え方と方策をもって、個人情報保護法・長崎市個人情報保護条例をふまえた個人情報の保護と適正な取り扱いを徹底します。 【個人情報保護の基本姿勢】 (1) 個人情報を取得・利用する際の利用目的の明示 (2) 取得した個人情報の安全な管理</p>

	<p>(3) 取得した個人情報の適切な取り扱い (4) 取得した複写・複製・改ざんの禁止 (5) 個人情報の第三者への開示について</p> <p>2 個人情報の保護に関する方策 (1) 個人情報の取得・利用・開示について (2) 情報セキュリティ対策の実施 (3) 個人情報等の訂正・削除、使用後の処理</p>
管理運営体制	
人員配置	<p>1 職員の配置について (1) マルチスタッフ制 (2) フレキシブルシフト制 (3) 職員配置 (4) シフト編成案 【北公民館・チトセピアホール館長(兼務)】1名 【北公民館】講座企画1名、社会教育指導員1名、講座及び貸室担当3名、図書室担当5名+夜間1名 【チトセピアホール】総務1名、舞台チーフ1名、舞台オペレーター2名</p> <p>2 職員の採用及び研修について (1) 北公民館とチトセピアホールを連携して運営することにより施設の効用を最大限に発揮し魅力の向上を図ることを目的として、統括責任者は両施設の館長を兼務することとします。館長候補には“文化芸術と社会をつなぐ”アートマネジメント分野の専門的な知識を持ち、社会教育施設での勤務経験や大学での講師経験を有する人材を予定しており、施設職員への研修も担当するほか、大学等で生涯教育・文化芸術を担う人材育成も行います。 (2) 公共財であるホールを管理運営するにあたっては、まず職員の意識の向上と公共の理念の共有が最重要であると考えます。そのために研修においては、文化庁主催の劇場、音楽堂等アートマネジメント研修会でも講師を務めた館長をはじめとする講師による研修会や勉強会、職員内での読書会の実施を通して、理念の醸成を第一とした上で、各種技術研修・事務研修・接遇研修を行なうものとしします。</p>
収支計画・施設管理	<p>1 収支計画の基本的な考え方 (1) 利用料金設定の考え方 施設利用料及び附属設備利用料は、条例が定める現行利用料金を適用します。 施設利用料の減免の扱いは、条例等の基準で行います。 (2) 収入【目標】 利用料収入においては、令和7年度分は下記の金額を目指します。また、支出に関しては次項以降に詳述する方策をもとに節減に努め、支出より利用料収入を差し引いた額を委託料とします。 ・北公民館 利用料金 4,000千円 ・チトセピアホール 利用料金 13,500千円</p> <p>2 経費縮減への取り組み・経費積算の考え方 経費縮減にあたってはバリューエンジニアリング(「品質や機能を落とさずコストダウンする」「コストは変えずに品質を向上する」)を第一に考え、効率的かつ持続可能な経費縮減の取り組みを行なうために、「長崎市公共施設マネジメント計画」をふまえた「調査」→「計画」→「実行」→「検証」のサイクルのもとで節減計画を実施し、善循環サイクルを推進させていきます。また業務全般にデジタル化・IT化を推進し、業務効率を向上させることで生まれる余剰リソースをさらなるサービス向上に繋げます。</p> <p>3 経理方針 経理業務にあたっては企業会計の経験者を責任者とし、企業会計基準及び従前の会計基準に準拠した経理規定とマニュアルを策定することで、適正な処理を行います。加えて、公民館においては指定管理者制度や利用料金制導入など新体制への移行で、利用者の方々の混乱を招かないよう様に、従来の対応と齟齬をきたさない引き継ぎに努めます。</p> <p>4 経理規定</p>

	<p>経理にあたっては館長を責任者とし、本社経理スタッフと共に経理マニュアルを作成したうえで、日常的な利用者からの金銭の授受（レジ業務）は、ホール職員全員がマニュアルの習熟に加え、ON-JT / OFF-JT を行うことで遺漏ない会計処理を行ないます。</p> <p>5 業務管理 業務管理においては人員体制・経営管理・安全管理・施設管理・個人情報管理等の観点から精査と改善を行い、マニュアル等の見直しを日々行うことで、2015年より継続している安心安全で公平公正な管理を引き続き行います。</p> <p>6 施設及び設備の維持管理業務の考え方</p> <p>(1) 施設・設備管理 公民館とホールの一体管理にあたり、公民館の音響機材等もホールの技術職員が専門知識をもって維持にあたることで、従来よりキメの細かいメンテナンスを行います。</p> <p>(2) 備品管理 台帳を作成し数量を把握</p> <p>(3) 環境面の配慮</p> <p>(4) 修繕 緊急修繕、プレ修繕、エコ修繕、美観修繕</p> <p>7 業務の一部を再委託する場合の考え方 再委託業者の選定においては地元企業の活用を第一に、一社随契にすることなく複数社から見積もりを取ったうえで、施設にとって最適と考えられる委託先を選定します。また、施設・設備を制御するコンピュータ等の保守点検が出来るのは製造メーカーに限られるという事情から市外業者を選定する場合は、その根拠となる部分を明示し、所管課に申請・了承の手続きを踏みます。</p>
緊急時の対応	<p>1 緊急時の連絡体制</p> <p>(1) 緊急時の基本方針 施設において病人・けが人・事故・火災・停電・その他施設設備障害等の緊急事態が発生した場合、又は発生が予測出来る場合は、まず施設利用者の安全を最優先し、2階の遊具スペースや1階エントランス前広場など避難場所への経路の安全性を確認した上で避難誘導すると同時に、速やかに所管課へ連絡します。</p> <p>(2) 危機管理体制 施設内での危機管理にあたっては、館長を危機管理責任者、館長不在日は当日の在館スタッフの中から専任した危機管理リーダーの下に自主防災組織を立ち上げ、連絡・命令はフローチャートにしたがって迅速・正確に行います。また、ホールや公民館の敷地外で発生したものについても、株式会社チトセピアと協議を行い、対応マニュアルを作成した上で、利用者の安全確保のための協力体制を取ります。</p> <p>(3) 危機管理体制構築のための研修 (株)チトセピア、イオンと共同でビルに勤務する職員全員が参加できる安全研修を開催しており、建物全体での対応スキル向上と連絡体制の構築を推進していきます。</p> <p>(4) 利用者との協力体制構築</p> <p>(5) 施設設備障害について</p> <p>2 緊急対応マニュアル ホールでは事前打ち合わせの際に催事の主催者へ会場内非常口への人員配置など危機管理体制、避難経路等を記載したマニュアルを配布し対応要領を共有、緊急時には職員と連携した避難誘導體制を築きます。公民館においても職員を中心として、利用者の避難誘導を最優先とした対応を行います。</p> <p>3 避難訓練計画 避難訓練については(株)チトセピアを中心にチトセピアビル全体での合同訓練を年に1回実施します。</p>

	4 日常的な警備体制 (1) 施設・設備における安全管理、(2) 防犯対策、(3) 防災対策、(4) 事故防止対策、(5) 保険、(7) 職員の安全管理について			
価格				
経費	合計 307,950千円(北公民館 208,950千円 チトセピアホール 99,000千円)			
	令和7年度	北公民館	39,790千円	チトセピアホール 18,600千円
	令和8年度	北公民館	40,790千円	チトセピアホール 19,200千円
	令和9年度	北公民館	41,790千円	チトセピアホール 19,800千円
	令和10年度	北公民館	42,790千円	チトセピアホール 20,400千円
	令和11年度	北公民館	43,790千円	チトセピアホール 21,000千円

別添（2）指定管理者候補者選定審査会審査報告書(写)

令和6年10月21日

長崎市長 鈴木 史朗 様
 長崎市教育委員会
 教育長 西本 徳明 様

長崎市北公民館及びチトセピアホール
 指定管理者候補者選定審査会
 会長 宮下 茂



長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者選定審査会における
 審査結果について（報告）

長崎市北公民館及びチトセピアホール指定管理者候補者の選定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 指定管理者候補者の名称
 第一順位 有限会社ステージサービス

2 選定審査会の構成

会 長	宮下 茂	長崎大学教育学部教授
職務代理者	河又 貴洋	長崎市公民館運営審議会委員
委 員	染小 祐介	九州北部税理士会長崎支部会員
委 員	今泉 美治	長崎市北公民館運営協力委員会委員
委 員	林田 賢	長崎県音楽連盟理事・副運営委員長

3 審査の方法
 応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき審査を行いました。
 また、施設を管理運営する安定した経営能力を有するかについて、応募団体の財務諸表等により審査を行いました。
 なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和6年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> 会長の選出 指定管理者制度、施設概要の説明 募集要項等の説明及び協議 選考方法及び審査基準の説明
第2回	令和6年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> 書類及び面接審査 指定管理者候補者の選定、講評

5 申請団体
 有限会社ステージサービス

6 審査結果（採点結果は別紙のとおり）
 第一順位： 有限会社ステージサービス
 安定した経営能力があり、これまでの運営による十分な実績もあり、5年間の確実な運営が期待できる。

7 審査会総評
 (1) 審査に係る総括的な講評
 事業計画に関しては、市の総合計画を踏まえた上で、地域に根差したコミュニティ拠点として継続性のある事業に利便性を加える姿勢や、地域のホールとしての役割認識など、これまでの経験・実績に基づいた充実した提案となっており高く評価できる。
 基本事項に関しては、公共の施設としての目的をとらえた適切な方針が示されており、時代の変化をとらえた堅実な対応と、幅広い地域連携活動に期待したい。
 管理運営体制に関しては、業務遂行に必要かつ適切な人員配置計画及び具体的な取支計画が立てられており、緊急時の連絡危機管理体制についても、適切な提案がなされている。
 提案内容とこれまでの実績を総合的に判断し、今後の安定した運営が期待できることから、応募者を指定管理者候補者に選定する。

(2) 選定審査会からの要望
 地域の状況等、情報収集に努め、変化に対応した施設運営を行ってほしい。

(別紙)

採点結果

区分	評価項目		配点		採点			
	大項目	中項目	各委員	全体計	第一順位 有限会社ステーションサービス			
事業計画	施設	施設の設置目的と計画	8	40	140	36	126	
		サービスの向上	12	60		55		
		評価と改善	8	40		35		
	基本事項	基本方針	施設の管理運営業務について、施設の設置目的等に合った基本方針・理念を持っているか	8	40	100	36	85
		協働と連携	地域、学校等との協働及び連携の考え方と方策が適切であるか	4	20		17	
		平等利用の確保	施設の利用に関し、公平性を確保する考え方と方策が適切であるか	4	20		16	
		個人情報の保護	施設の利用者の個人情報の保護に関する措置は適切であるか	4	20		16	
	管理運営体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行うのに適切であるか	8	40	120	36	108
		収支計画・施設管理	当該施設の業務に係る収支予算書・管理に関する基本的事項は適切であるか	12	60		54	
		緊急時の対応	緊急時における、連絡体制等危機管理体制は適切であるか	4	20		18	
技術点 計			72	360		319		
価格	価格	経費	28	140		105		
合 計			100	500		424		

債務負担行為補正		期間	限度額 (設定額)
ページ	事項		
11 48～49	諏訪体育館指定管理	令和7年度から 令和11年度まで	48,650 千円

1 債務負担行為の目的

諏訪体育館の管理において、株式会社ふよう長崎を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和7年度から令和11年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
9,730千円	9,730千円	9,730千円	9,730千円	9,730千円	48,650千円

3 債務負担行為限度額の内訳

単位：千円

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
支出	人件費	7,165	7,418	7,738	7,992	7,992	38,305
	事務費	80	80	80	80	80	400
	事業費	1,727	1,542	1,297	1,111	1,157	6,834
	管理費	730	730	730	730	730	3,650
	光熱水費	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	6,100
	その他	530	530	530	530	530	2,650
	消費税	378	360	335	317	321	1,711
	合計(A)	11,830	11,880	11,930	11,980	12,030	59,650
収入	利用料金 収入(B)	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300	11,000
市所要額(A-B)		9,730	9,730	9,730	9,730	9,730	48,650

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 48,650	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 48,650

債務負担行為補正		期 間	限度額 (設定額)
ページ	事 項		
11 48～49	市民総合プール指定管理	令和 7年度から 令和11年度まで	千円 991, 111

1 債務負担行為の目的

市民総合プールの管理において、特定非営利活動法人長崎游泳協会を指定管理者として指定するにあたり、指定期間である令和7年度から令和11年度までの委託に係る経費について、債務負担行為の設定を行うもの。

2 債務負担行為限度額

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
194, 291千円	195, 816千円	198, 278千円	200, 060千円	202, 666千円	991, 111千円

3 債務負担行為限度額の内訳

単位：千円

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	合計
支出	人件費	57,677	59,538	61,691	63,655	65,939	308,500
	需用費	84,873	84,873	84,873	84,872	84,873	424,364
	委託料	55,843	55,678	55,959	55,794	56,086	279,360
	使用料	20,210	20,210	20,210	20,210	20,210	101,050
	その他	1,721	1,581	1,581	1,581	1,581	8,045
	消費税	16,265	16,234	16,262	16,246	16,275	81,282
	合計(A)	236,589	238,114	240,576	242,358	244,964	1,202,601
収入	利用料金 収入(B)	42,298	42,298	42,298	42,298	42,298	211,490
市所要額(A-B)		194,291	195,816	198,278	200,060	202,666	991,111

4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 991,111	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 991,111